

〔朝野群載雜文〕正二位藤原朝臣實季

右可贈正一位

中務朝之泉敷世之國華、抽精誠於魏宮、流餘慶於姒幄、嗟乎音響長隔、歲月其徂、睦親之義惻隱于懷、宜遵飾終之禮、式申贈爵之恩、可依前件、主者施行。

嘉承二年十二月十三日

〔續世繼花園の句ひ〕このみかぞ三條○二の御母は、大納言經實の御むすめ、その御母春宮大夫公實の御むすめなり、その大納言の中の君は、花ぞの、左のおどり有仁源の北の方なれば、あねの姫君を子にして、院のいま宮とておはしましに奉られたりおどりなり、このみかぞうみおき奉りてうせ給にき、後の位をおくられ給て、贈皇太后宮懿子と申なるべし、御おやの按察大納言實經も、おほきおどり、おほきひとつのくらゐおくられ給へるとなんうけ給はる、ざる事やあらんともおどりらでうせ給にしかども、やんごとなき位そへられ給へり、御すゑのかざりなるべし。

〔兵範記〕仁安三年六月廿九日己未、今上主上上條六外祖父母有贈官位事、去三月御卽位以後此議出來、連々相障于今延引、上卿著陣、召中務少輔定長下給詔書、次召少納言泰經下給宣命位記各二通、泰經出敷政門令持外記史生向彼墓所東山四條末十樂院東、故顯尋法眼結界之地、有緣殯歟彼在生時、依連理之契御坐一所也、仍兩所位記宣命泰經一人爲勅使、右兵衛督以案內者被副少納言爲指南也、贈左大臣正一位藤原祐子、

〔玉海〕治承三年六月廿九日丙辰、白河殿○平清盛女盛子、藤原基實妻准后薨逝間事、略中

宣命贈位事、准淑子○藤原長良妻、并代外祖母等例者可被贈正一位歟略下

〔愚管抄五〕贈左大臣範季○中略は、後鳥羽院を養ひ進らせて、踐祚の時もひとへに沙汰しまるらせし人也、さて加階は二位までしたりしかも、當今德順の母后重のち、なり、さて贈位もたま